

- ※ お送りする納付書は、納期ごとに一枚ずつになっています。
納付書に記載されている納期・納期限をよくお確かめください。
- ※ コンビニエンスストアのレジには、納付したい納期の納付書のみお出しください。
- ※ コンビニエンスストアでは、現金での取り扱いに限ります。
- ※ 領収書は支払い済みの証となりますので、必ずお受取りください。
納付されてから2年間は領収書を保管してください。
- ※ 次の納付書についてはコンビニエンスストアでの取扱いができません。納付書の裏面に記載されている金融機関及び郵便局窓口でお支払ください。
 - ・バーコード印字がない納付書
 - ・催告書兼納付書及び延滞金納付書
 - ・納期限（指定期限）から2か月以上経過した納付書
 - ・区役所保険年金課で作成した介護保険料納付書
 - ・破損・汚損などによりバーコードの読み取りができない納付書

健康福祉局高齢健康福祉部・2018年6月11日

電話：045-671-4254 FAX：045-681-7789

©2002-2010 City of Yokohama. All right reserved.